

再生可能エネルギー部門について

平成27年度に開催された自由民主党「再生可能エネルギー普及拡大委員会」において、再生可能エネルギー普及拡大に関する要望が提出され、各省に対し、個々の要望に対する回答が求められた。産業連関表における再生可能エネルギー部門の創設に関する要望については、総務省・経済産業省から、統計の整備状況や投入額・産出額の推計に資する情報の収集・調整が可能か、更に電源の種類別の分割も含めた部門創設が可能かの検討を優先的に進め、平成28年度中には結論を得ることとしたい旨を回答。また経済産業省からは、平成25年延長産業連関表(2013年)において、種類別に電力部門を分割した表を試験的に平成28年度前半に作成すると回答しているところ。

また、産業連関幹事会において、平成28年3月18日付けで「平成27年(2015年)産業連関表作成基本方針」を決定し、同方針に「再生可能エネルギー等新たな部門の創設について十分に検討する。」と明記し、それを踏まえ、部門分類等の検討を行ってきたところ。以下、検討の結果を記載する。

平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画の中で再生可能エネルギー導入加速化が求められており、産業連関表の付帯表である固定資本マトリックスに再生可能エネルギーの部門を掲載することで設備の導入に係る設備投資を把握することが可能となるため、再生可能エネルギーの導入に伴う経済影響を正確にとらえることが可能となると考えられることから、再生可能エネルギーの導入に関する波及効果や雇用効果の正確な把握については、エネルギー政策を進める経済産業省としても重要。

このため、平成27年産業連関表において、付帯表である固定資本マトリックスの資本形成部門に再生可能エネルギーの部門を創設する。

なお、経済産業省単独でそのデータを全て整備することは難しいため、他府省庁の協力が不可欠である。

一方、取引基本表については、平成25年延長産業連関表をベースに各種統計調査や研究成果をもとに再生可能エネルギー部門を分割した試算表を作成したが、部門別の生産額規模がまだ小さく、原動力別単価推計が困難、また投入構造あるいは産出構造を正確に把握できないなど、現時点では、基幹統計として公表できる精度が確保出来ないため、平成27年産業連関表では再生可能エネルギー部門の創設は見送る。ただし平成32年表では、電力小売及び発電の全面自由化や統計改革による産業連関表の供給・使用表(SUT)体系への移行も踏まえて、創設に向けた検討を行う。

再生可能エネルギー部門の創設については、現在、電力事業の制度改正で電力の自由化が進み、電気業への新たな参入や送配電事業の分離など、電気業を取り巻く状況は変化の過程にある。

電気事業を取り巻く状況をまとめると以下のようなになる。

- 電力の小売及び発電の全面自由化(H28)
- 送配電部門の法的分離(H32)
- 電力小売全面自由化による電気事業類型の変更(H28)
- 統計調査の統計基準(産業分類の電気業事業所)と電気事業法改正による電気事業者との乖離(H28)
- 発電事業者以外の電気事業者の会計報告の提出(H29)

平成28年の電力小売及び発電の全面自由化により電気事業制度自体が大きく変わった。それに伴い電気事業者の会計報告が提出されることになる一方で、統計基準(統計調査)は従来のものである。また送配電事業が類型化されたが、会計分離の観点からは発電と送配電の間の社内でのやりとりが法人間の契約として明確にならず、外部からの検証が難しく、中立性を高めていくためには「法的分離」が必要とされており、これは平成32年度を予定している。

また、統計改革による産業連関表の供給・使用表(SUT)体系への移行についても、十分対応できるよう、作成方法の見直しなどを体系的に整備する必要がある。

以上のことから、再生可能エネルギーの生産額規模、投入・産出額等の推計上の課題に加え、制度改正など、電気事業にとっては平成28年がひとつの変換点であり、送配電の法的分離や統計基準(産業分類)などの状況から考えても、27年表における電力部門の見直しは、制度半ばとなる可能性が高いことから、平成28年の制度改正を経て、資料等も整備されてくるであろう平成32年表において、再生可能エネルギー部門の創設とあわせて電力部門の見直しを行うことが妥当と思われる。